

令和6年度第6回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和6年10月22日(火) 9時58分開会 11時18分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／24名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	それでは、皆様大変お待たせをいたしました。定刻前ではございますが、予定の皆様がお揃いになりました。ただ今より、令和6年度第6回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日の常設審議委員のご出席は、別紙名簿のとおり24名中19名に出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、山協会長から冒頭のご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。
2 開会挨拶 山協会長 事務局	山協会長ありがとうございました。以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 議 長	それでは、本日の議事録署名人でございますが、私から指名させていただきますよろしいでしょうか。お諮りいたします。 (異議なし)
議 長	異議なしということでございますので、それでは、足立委員(境港市農業委員会会長)、長住委員(日野町農業委員会会長)にお願いいたします。

4 報告事項 議長 経営支援課 議長	それでは、日程に基づき報告事項に入らせていただきます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。 (資料1により説明) はい。ありがとうございます。それでは、ただいま、報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議長 事務局 米子市農業委員会事務局	無いようですので、5番の議事の方に入らせていただきます。まず、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表の説明をしてください。 それでは、令和6年10月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は4条案件はございませんが、第5条案件で、2件、米子市農業委員会の[]と、南部町農業委員会の[]について意見聴取案件がございます。 なお、現地調査を実施しておりますので、それぞれの説明のあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは、まず、米子市農業委員会事務局に説明をお願いいたします。 米子市農業委員会[]と[]と[]でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明をさせていただきます。それでは、本件について、お手元の資料の2ページの「30aを超える事案説明資料」を基に順に説明いたします。 初めに、1土地の所在地等ですが、[]となります。4ページの位置図をお願いします。申請地は[]くに立地しており、米子市の南西部となります。 2の現在の営農状況ですが、5ページの間中図をお願いします。ご覧のとおり申請地を含む周辺農地は集落や山林に囲まれ、ほ場整備等の農業公共投資は行われておらず、田と畑が混在する地域です。なお本申請地内は利用集積はなく、すべて自作地として保全管理されております。 3の転用事業者ですが、[]でございます。

恩田委員

10月16日に現地調査を行いました。そのメンバーといたしまして、
、読みますと長くなりますので、
齋下会長と私が出席をいたしました。

、それに行政書士、合計14名で現地調査を行い、米子市の事務局でお話をいたしました。その場所といたしましては、米子駅から南部町に向かって島根県寄りの谷の深い所とご承知いただきたいと思います。現地を見ましたところ、東側には山が接近しているような状況の中で、事務局が先ほど説明されましたが、構造改善が行われていない非常に不便なところでした。地元の会長さんに対して、このような所はパトロールの中で、南部町の場合はB判定を行っているが、ここはまだ緑判定だとお聞きしましたが、一般的にはB判定の所ではないかと思っていますところです。セイタカアワダチソウが生えておりましたので5年以上は耕作されていないのではないかと思いますところです。このような所をいつまでも放置していると、荒廃地が、どんどんと下流地域に広がってしまうので、私の考えでは、ここで食い止めるには、太陽光を設置していただいて、その下草を管理してもらうことで、荒廃地の予防につながるのではないかと考えています。それから、今最も重要なのは被害防除。降水量が今大変多いということで、米子市さんはきちんとしたものを出されており、降雨強度が96.49で非常に高いものでやっておられる。このように、我々にも目に届くような形でやっておられることなので、この転用についてはやむを得ないと判断しておりますが、皆さんの方でご検討いただければと思っております。

議長

はい。ありがとうございました。質疑については、2つの案件が終了してから一括して行うことといたします。
続きまして、南部町農業委員会に説明をお願いいたします

南部町農業委員会事務局

南部町農業委員会事務局です。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。それでは資料2-2の2ページ30aを超える事案説明資料です。

1の土地の所在等ですが、
ほか16筆、転用面積は
全体事業面積は
でございます。では、4ページのカラーの位置図をご覧ください。米子市の南側、申請地表示の矢印をたどっていただくと、赤い点の所が今回の申請地です。伯耆町の西側に当たるところで、県道1号線が緑色で表示されています。5ページをご覧ください。縦長の図面です。転用内容と重複いたしますが、今回の転用案件は、
は上側の地図の
で、この2園を統合し、(申請地と表示している赤丸の所) 今回の転用申請地に新設しようとするものです。ちなみに、南部町役場天万庁舎(旧会見町役場)が右側にあるといった位置関係です。

それでは、2ページに戻っていただき2の現在の営農状況ですが、本申請地は、昭和50年度に農業公共投資が行われている水田であるものの、用排水路の老朽化等により排水機能が脆弱化し

ており、生産性が低い農地となっていますが、今後も再整備をする予定はございません。利用状況は、主にソバ栽培が行われており、一部は自作地として保全管理されているところです。

3の転用事業者ですが、南部町長陶山清孝です。

4の転用目的ですが、先ほども申し上げましたが、用途としては保育園用地として2園を統合するものです。

5の立地基準ですが、(1)農地区分は第1種農地に該当します。区分決定根拠は農業公共投資の対象農地です。(2)許可根拠は公益性の高い事業です。(3)営農条件については、申請地は、ほ場整備されているが老朽化のため、用排水路の機能が低下しており、生産性が低下しており、周囲は高低差がある水田地帯です。(4)代替地は該当ありません。

6の一般基準(1)他法令許認可ですが、こちらは農振農用地でありまして、農振法につきましては、9月20日に事前同意の回答をいただいております、12月上旬に本同意見込みであります。都市計画法については、県とは事前協議済みであり10月中に許可申請のうえ11月中には許可見込みであります。盛土法につきましては、県には、9月5日に申請し、10月中に許可見込みであります。文化財保護法については、試掘調査を5月から6月に実施し、該当しない旨、回答を得ています。(2)規模の妥当性ですが、転用面積 [] に雑種地等 [] を併せた敷地に対し、 []

[] 等とし、 [] とし、安全性と効率性を考慮し、円形の平屋建てとし、敷地内の有効利用を図るものでございます。また、敷地内には保護者送迎のピークを想定し、93台分の駐車場を確保することとしております。(3)営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、最大3.5mの切土、また、最大1.5mの盛土造成を行う。設計委託先の流量計算に基づき、雨水用の水路を新設し、合流地点には、集水桝を設置し、河川へ流入させる予定でございます。農業用水路への流入はございません。園地と民地の境界には、ブロック積、あるいはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止することとしております。施設汚水につきましては、農業集落排水に接続し処理することとしております。(4)資金調達計画ですが、敷地の取得(公有財産購入費)について令和6年度予算化しております。令和5年度補正予算で測量、設計予算を計上済でございます。

7の農業公共投資ですが、昭和50年度に県営会見地区圃場整備事業を行いました。会見土地改良区からは、調整事項なしで同意をいただいております。

8の土地改良区以外のその他関係権利者については、隣接耕作者、該当集落の [] の同意を得ております。

9の農業委員会の意見及び審議の概要ですが、10月10日に開催した南部町農業委員会において審議を行い、農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当と判断しているものです。

図面の関係ですは、6ページの間接図を御覧ください。赤い太枠で囲ってある範囲が今回の転用範囲でございます。北側は住宅に接しています。南側は山林となっています。7ページを御覧ください。土地利用計画図となっております、園舎の形がドーナツ型で建設する予定となっています。小さい四角が駐車場となります。北側は住宅に隣接しておりますしL型擁壁、南側の山と

の境界にはブロック積擁壁を設置することとしております。周辺には新設の水路を設置することとしております。それでは9ページを御覧ください。計画断面図です。最初に申し上げましたとおり、ここの転用する対象地は高低差がございます。全ては申し上げませんが、計画断面図のB-B'断面を説明させていただきたいと思います。図面の12ページ横断面図①の中程にあるB-B'断面、左側が北の住宅側、右側が南の山側です。図面の薄い黒い線が現況の断面図で、右側の山側から4段の断面があることが確認出来るかと思えます。そして、計画では赤い線に沿って造成をしていきます。従って4段から2段に左側の1段目はほぼ変わらずですが、2段目からは3段を1段として造成をする計画となっています。従って、左側の盛土が最大1.5m、右側の切土が最大3.5mとなる、特徴的な造成を行います。続きまして、用排水系統図の説明を行います。図面の15ページをお開きください。園内の雨水の流れは緑色で示しています。全体的には東側から西側に流れる、図面では右側から左側に傾斜をつけて水を流し、新たに設置する水路に流入させ、図面の上側の県道を通して、最終的には河川に流れていきます。その他、17ページ以降に構造図等を付けております。周辺には住宅がありますので、目隠しのため防音フェンスを設置することとしております。また、19ページには側溝等の構造図も付けております。最後に、参考までに22ページに雨水の計算式を載せております。これだけ高低差が大きく敷地面積も大きいということもあり、流量計算を行っています。今回は、エリアごとに流量計算を行っています。22ページでは流域番号①という流域の中で、どのように雨水が出るのか試算をしております。その結果が21ページに付けさせていただいています。この表でいくと、右の方に流量Q、安全率、判定とあり、判定の◎によって、安全であることを確認しております。以上でございます。

議長

説明が終わりましたので、ここで、現地調査の報告をお願いいたします。大山町の江原委員、お願いいたします。

江原委員

失礼します。先日、同じように10月16日に現地調査を行いました。[REDACTED]、その他事務局を含めて実施しております。いつも問題となっている水量のこと、特に、今もありました傾斜地ということで、どうなっているのかなと思ったら、非常にわかりやすく、今後の参考としていきたいなと思います。特に、現地に行って感じたことなのですが、行ってみますと、構造改善がしてあったのですが、段差が異常にあって、これを平坦にして大丈夫なのかと不安になったところです。それでも、いろいろ説明を受けて、水のことが一番心配になるところですが、きちっと新しく水路や道路が整備されるということで、農地に対する水については特に問題はないなと改めて感じました。また、ちょっと感じたのですが、集落の上にあるということで、都会の方では保育園を建てるとなるとやかましい。といったことで非常に問題になるということです。聞くところによりますと、集落としても子どもの声が聞こえるということでもかなり喜んでいるということを知って

	いるので、前例として良いことだなと。これから、子どもの声が聞こえず、年寄りばかりとなってしまう状況が多い中、時代の最先端で合併してでも保育所を作ろうとしたことは、非常に良いことだと、改めて感心しました。また、ますます農業が出来にくくなっているのが目に見えている中で、保育園ができたことでもあり、安全面も含めて集落において、周りの水田や水路の管理をきちんとしてほしいなと思います。
議 長	はい。ありがとうございます。では、2 つの案件につきまして、皆さんの方から御意見ご質問等ありましたら宜しく願います。ありませんか。はい。山本委員。
山本委員	すみません。お伺いしたいのですが、先般くらいからずっと流量の話が出ているんですけど、かなり細かいデータが出ていますが、ここまで細かい資料が私たちの資料の中に必要なのかなと。適正な計算の元で適正な資格を持った方が計算したということが解れば良いのであって、ここまでの資料を出されても、私にはわかりません。1 つ、米子市さん分でいうと、最後の方の数値が 62.7 ミリなのに、妥当な数字として 110 ミリというのが、いろいろ計算されて出てきた数字なのだと思うのですが、突然こんなに差が出ている根拠の方が、私には気になる。意見として聞いていただければよく、今すぐ結論を出してほしいというものではないが、要するに、問題がないという事さえ確認できれば、ここまで詳細な資料を皆さんに付ける必要はないのではないかとというのが私の意見です。
議 長	ただ今のは、山本会長の意見ですが、皆さんの方でこの件で何かありましたら。
恩田委員	いいかな。
議 長	はい。恩田委員。
恩田委員	いろいろご意見がございましたが、こういう水量計算は、今想定外の雨量だということは、日本全国で起こっている状況の中で、被害防除のためにきちっとしたものを現地確認の中でこういう計算で確認されていることが確認できれば皆さんに説得できる。また、地域の皆さん方にも理解をしていただくためにもこういうものが必要だと思っておりますので、今までどおりのことを行っても、想定外で済まされていたのが、もう想定外では済まされない状況であり、今回の申請地では広範囲に水が一気に出てくるものですから、従来の考え方ではなく、時代に即応した考え方に持って行った方が良いのではないかと考えているところです。まあ、十分ご検討いただければと思っています

議 長	はい。他にございませんか。石委員。
石委員	このデータの見方が良くわかりませんが、米子の最大時間雨量が 100 ミリだったのでしょうか？それから、南部町さんの例でいくと、最大が 96.5 ミリかと思いますが、このデータの出どころは、それぞれ米子市、あるいは南部町のある地点のデータを使っていると思うが、その中には、110 ミリと 96.5 ミリの違いがあるということでしょうか。よくわからないので聞いてみたいのですが。
議 長	それでは米子市から。
米子市農業委員会事務局	失礼いたします。それでは米子市から説明させていただきます。110 ミリに今回させていただきました根拠として、前回についても時間雨量 100 ミリで説明させていただきましたが、その時にそれ以上の雨が降る可能性もあるだろうとの御意見がありましたので、さらに米子市の最大の雨量を超える 110 ミリに対しても耐えられるというものをお示ししたものです。もちろん、110 ミリでなければいけないということと言われたものではありません。ここまで安全だということを確認したものであります。以上でございます。
議 長	はい。ありがとうございました。
南部町農業委員会事務局	それでは、南部町について説明させていただきます。事務局の ■■■ でございます。南部町では 90 ミリ以上ということで計算をしております。場所によっては 96 ミリ等もありますが、基本的には 90 ミリ以上ということで計算しております。こちらの根拠ですが、気象庁が作成している降雨強度図。具体的に説明いたしますと、1961 年から 2021 年の降雨資料による 3 年確率の降雨強度について山陰、山陰の中でも鳥取県は 1 時間当たり 90 ミリの計算で降雨強度を求めるよう表記がなされており、こちらは、気象庁が公表している標準降雨強度図に基づいて計算したものであります。以上です。
議 長	よろしいですか。
石委員	はい。
議 長	先ほど、山本会長から意見が出ましたように、このままということでもよし、皆さんと検討していけたらと思いますので、今日は、以上のことで終わればと思います。いろいろな計算がしてありますが、私も実際の計算方法が見てもわかりませんので、また、

	今後検討していけばと思います。
議 長	その他ありませんか。はい。安部委員。
安部委員	資料 2-2 の [REDACTED] 県道からの進入路につきましては、同時に転用の許可を得ずに、後から転用の許可をとるということなののでしょうか。
議 長	はい。事務局の南部町お願いいたします。
南部町農業委員会事務局	[REDACTED] 7 ページの左上の転用対象地の左側の道路は町道ですので、公共事業として今回の転用事業とは切り離しているものです。
議 長	よろしいですか。
安部委員	はい。
議 長	他にありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、まず、最初にありました米子市の案件についてお諮りいたします。案件について異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全員賛成でありますので、異議なしとさせていただきます。 続きまして、南部町の案件についてお諮りいたします。異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	はい。全員挙手ですので、異議なしとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

続きまして議案第 2 号。農地法第 39 条の規定に基づく意見聴取事案について説明をしてください。

事務局

お手元の資料 3 をご覧ください。こちらについては常設審議委員会では今年 3 回目になり、皆様既にご存じのことだとは思いますが、制度が複雑なので、最初の紙の裏表に基づいて簡単に概要を私の方で説明させていただいたうえで、具体的な内容については、経営支援課の方で説明をいただくことといたします。まず、1 枚目の紙をご覧ください。農地の所有者が、各市町村においても相続放棄をしたとか、登記が何代にもわたって手続きが行われていないといったことで、実際にだれかに貸そうとしても、貸すことができないといったことがたくさん出ているということで、これをスムーズに利用できるようにするために、平成 30 年度から、農地法なり、基盤法に基づいて、一定の条件の方、具体的に言うと、配偶者と子のみの探索をすれば、中間管理機構を介する形ですが、農地を貸すことができるという制度になっています。ただ、だれも相続人がいないとか、反対者がいるとか、全員が相続放棄をしてしまった場合は、元々所有者がいない状態となりますので、これを、県が裁定することによって利用権を設定することができるというのが、今回の農地法第 39 条の規定に基づく裁定による利用権の設定というものになります。概要については以上でございまして、2 ページに具体的な流れについて記載してありますので、後程確認していただければと思います。それでは、具体的内容について、経営支援課から説明をいただきます。

経営支援課

経営支援課の[]です。着席して説明をさせていただきます。案件は米子市の案件でございまして、1 の登記名義人の所有者は 1 番の[]から 4 番までおられて、1 番と 4 番の方が存命、2 番と 3 番の方が死亡となっています。

2 の裁定を受けようとする農地の所在及び現況ですが、農地の所在は、[]、登記地目、現況地目は田、登記面積は[]農地の区分は農振農用地区域です。資料の 6 ページ、7 ページをご覧ください。6 ページの位置図につきましては、対象地は[]から約 900m 離れているところにある農地です。7 ページですけれども、農振農用地の真ん中に位置しているものであります。

3 ページに帰っていただきまして、3 の権利者及び相続人の探索状況ですが、前登記名義人の[]が平成 9 年 1 月 15 日に死亡したことにより、1 の農地所有者が共有で相続したもので、うち 2 名の方が死亡されています。生存が確認できている 4 名(権利者 2 名、相続人 2 名)に書留郵便で意向確認を行いました。権利者 2 名から直接意向確認を拒否され、再度の意向確認を行ったにもかかわらず、2 週間を経過しても回答が得られなかった。また、相続人のうち 1 名から 2 週間を経過しても回答がなく、1 名は契約拒否の回答があった。このため、共有者の中で貸し付けに反対の者がいる場合に該当することから、所有者不明農地とし

て扱うこととし、探索を終了したものです。

4 ページになります。4 の農地の状況ですが、農地の整備状況は基盤整備済みであります。境界の有無は明確。耕作状況は1号遊休農地となっていますが、10年くらい前から耕作が行われておらず、今回貸し付けを行う予定の[REDACTED]、善意で草刈りを行っておられたということです。

5 の利用計画の内容、希望する権利の始期等ですが、貸付先は[REDACTED]で経営耕作面積は15.9 hの認定農業者であります。また、貸借期間は令和6年12月1日から10年間を予定しております。[REDACTED]

6 の裁定をしようとする理由は、当該農地は、所有者不明状態となっている農地であるが、基盤整備済みであるうえ、農振農用地に指定されている。地域で守るべき農地として、鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得したうえで、借入、耕作を希望する担い手農家に対して貸し出すことは妥当であると考えているところです。

7 の裁定の内容ですが、そのうちの補償金の額は、[REDACTED]を利用権の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託することとなっています。以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。只今、説明がありました。皆様方の質問、御意見はありませんか。

長谷川委員

はい。

議 長

長谷川委員。

長谷川委員

今の説明に関連します。貸料が発生するところはかなりあるかと思いますが、ここ、湯梨浜においては、使用貸借ということでやっております。どうしても使用貸借では出来ないという事であれば、1円とかでも入れるということになりますか。その辺りに事を説明してください。

議 長

それでは、経営支援課で説明をしてください

経営支援課

基本的には、賃借料の所に記載しているとおり、近傍類似の平均価格に基づいて算定することとしており、使用貸借を出されると何とも答えようがないということになります。お尋ねの近傍類似が0であれば、そのとおり、結果的に使用貸借になってしまうということです。ただ、後は計算過程でのことであって・・・

長谷川委員	ちょっとわからないのだけど。使用貸借の場合はできないよと。それとも、今説明があったように、1 円でも計上しなければいけないのか。
経営支援課	0 でも構わない。計算の過程が大事だと思います。
議 長	長谷川委員、よろしいですか。
長谷川委員	よろしいですよ。
議 長	その他ありませんか。竹原委員。
竹原委員	初歩的な話になりますが、3 ページの権利者の件です。通常、複数の権利者がいる場合については、過半数の権利者が同意すれば良いというのはあるのですが、共有者のうちの 1 名の契約の拒否というのは、貸さないよという意味なのかよくわからないのですけれども。契約手続きをするのを嫌がったのか意味が解らないもので。それと、3 名の方と連絡がつかないと、これを、過半数の同意、又は反対と同列に考えて良いのか私にはわからないのでなじめないのですが。その辺のところをもう少し説明をいただきたい。
議 長	それでは、経営支援課お願いいたします。
事務局	それでは、私の方から説明させていただきます。先ほど、1 から 2 ページにおいて制度の概要を説明させていただきました。この制度は、使える農地を何とか使えるようにしようということで、民法の特例制度ということで、農地法、基盤法の中で特例制度が組み立てられているというものです。一般的には、先ほど竹原会長がおっしゃった通り、1/2 を超えれば通常の利用権設定ができるのですが、これに満たない場合、これについては基盤法(中間管理法)に基づき、1 人でも相続人がいた場合については、2 か月の公告という手続きが必要にはなりますが、それを行えば、通常の利用権の設定ができるというものになります。また、今回問題となっているのは、相続人が誰もいない、拒否するといった場合で、今回の場合は、所有者の 2 人が関わってほしくないということで、通知を出したけれども反応がなく、この場合、国との協議もあったのですが、これは、拒否したものとみなす。ということで OK となったものです。また、農地所有者欄の 2 の所有者については死亡しておられるので、先ほど申しましたとおり、配偶者と子のみを探索すれば良いので、その子供 2 名に意向確認を行ったところ、こちらについても、何回か文書を差し上げたり、

	直接自宅を訪問しても反応がなかったことから、最初に申し上げたものと同等に意思を表示しないものとして、拒否したものとみなして、県の裁定ができる。ただし、農業委員会においても 2 か月の公告を行っておりますし、県が裁定をするに当たっても、事前に 2 週間の公告を行っておりますし、裁定後の賃料は法務局の方に供託(預ける)を行いますので、名乗り出ていただければ、いつでも賃料を回収することができるという制度になっているものです。そういった手続きを経ているものなので、法令上は支障がないものとなっています。以上でございます。
議 長	よろしいですか。
竹原委員	相続人がいない時と全く同じで、公示をして済ますということですね。
事務局	はい。みなす。ということで手続きを進めるということです。
竹原委員	はい。わかりました。
議 長	よろしいですか。その他ございませんか。はい、尾崎委員。
尾崎委員	さっきの続きになりますが、私相続します。返してください。と言ったら、すぐに返さなければならなくなりますか？
事務局	農地の利用権が中間管理機構に設定できているということで、これを[]に又貸ししているというのが今の現状です。本人さんから何かあった場合については、法律上明確に書いてないと思います。当然、話し合になるかと思いますが、その期間については有効に利用権が設定されていますので、貸付は有効に成立すると思っています。
議 長	よろしいですか。
尾崎委員	はい。
議 長	その他ございませんか。はい。山本委員。
山本委員	供託金の権利者は最終的にはどこになっていくのですか。供託

	したものがないよといった場合に、その供託金はだれのものになるのか。
議 長	どちらが答えられますか。
事務局	法務局に預けているのであって、所有者(今回であれば共有名義人)から請求があれば、いつでも支払いができる。ただし、供託金にも時効があり、10年間を過ぎてしまうと国庫に没収ということにはなりますが、名乗り出ていただければ、いつでも受け取ることができる。ただし、申し出が必要になります。以上です。
山本委員	申し出をするには、相続権者の合意がいるのですね。それらの方が合意しなければ、申し出は出来ないということですね。
事務局	おっしゃるとおりだと思います。その辺りのことは、皆さんで相談いただいてということになるかと思います。なお、今までに、そういった事例はなかったということでございます。
議 長	山本委員よろしいですか。
山本委員	はい。
議 長	その他よろしいですか。江原委員。
江原委員	直接は関係ないのですが。例えば改良区の賦課金もあるわけですが、貸し借りをしている農地について、改良区から賦課金を取ることができますか。
議 長	事務局。
事務局	今回の場合、賃借料から賦課金を差し引いたところを供託金としております。ですから、必要経費として、土地改良費負担金を差し引いて供託することは可能とは言えます。
議 長	よろしいですか。 (意見、質問なし)

議 長	それでは、無いようですので、ただ今の案件について異議なしとしてよろしいか採決を行います。それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手) はい。それでは、異議なしとして決定いたします。
6 情報提供 議 長	続きまして情報提供です。事務局、説明をお願いします。 (事務局が資料 3 により説明)
議 長	説明が終わりましたが、委員の皆さんから他にご質問、意見はございませんか。 (質問・意見なし)
7 その他 議 長	その他として、皆さんから何かありますか。はい。濱田委員。
濱田委員	鳥取県農業委員会女性協議会の濱田です。11 月 7 日から 8 日になりますが、1 年をかけて中四国ブロックの女性農業委員の研修会が米子市のビックシップで開催されることをご報告したいと思います。9 県の持ち回りで今年が鳥取県の当番であり、1 年をかけて準備を進めてまいりました。内容といたしましては、県内の事例報告をしつつ、講師として臨床心理士からコミュニケーションを高めていこうということで講演をいただいたり、2 日目は、情報交換を含めたワークショップを予定しています。県域を越えた相互研鑽と、情報交換がメインになりますが、学び合う時間を作っていきたいと思っていますし、各市町の事務局の皆さんにもお世話になるかと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。 (質問・意見なし)
事務局	無いようですので、次回の開催日について説明をしてください。 (次回開催日程について説明)

8 閉 議 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。 (午前 11 時 18 分)
------------------------	---